

町の区域を変更する件

令和 6 年（2024 年）11 月 28 日提出

札幌市長 秋 元 克 広

中央区南 4 条西 9 丁目の一部区域について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 2 項の規定による告示で定める日から、別図のとおり、町の区域を変更し、その区域を次のように定める。

記

中央区南 4 条西 9 丁目の一部区域に関するもの

変更後の町の区域	変更前の町の区域
南 4 条西 10 丁目	南 4 条西 10 丁目の全部及び 南 4 条西 9 丁目の一部

（理 由）

中央区南 4 条西 9 丁目の一部区域について、町の区域を変更するため、本案を提出する。

<別図>

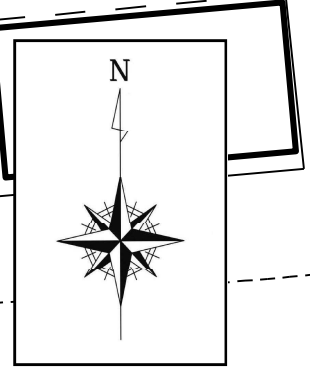
位置図



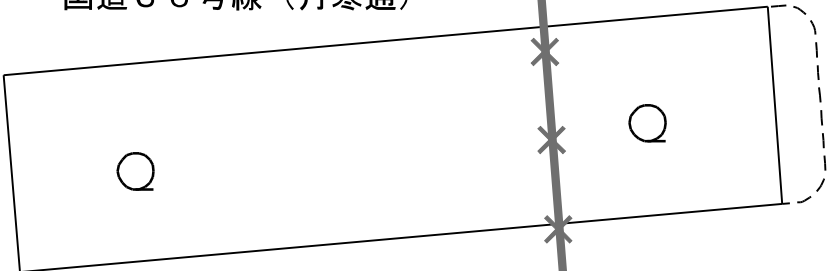
中央区南4条西9丁目の
一部区域に関するもの

凡例
■ 町の区域を
変更するもの

町の区域の変更図

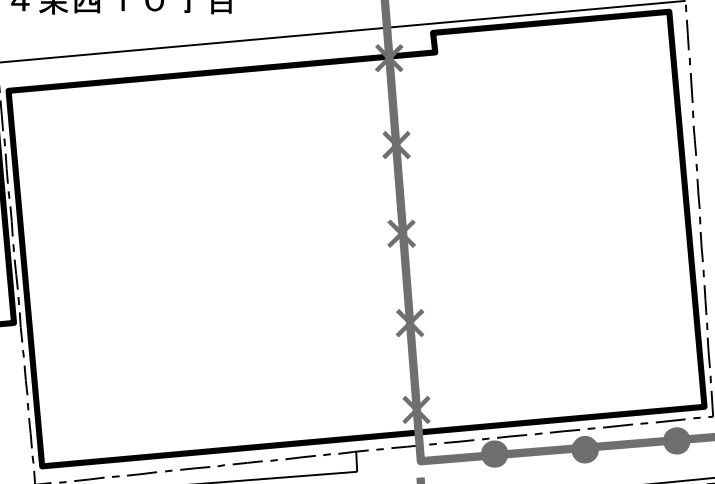


国道36号線（月寒通）



南4条西9丁目

南4条西10丁目



凡例

- - - 現町界
- 新町界
- ××× 現町界廃止

1 : 500